

薬生衛発0520第2号
観観産第129号
令和4年5月20日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 住宅宿泊事業主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長
（公印省略）
国土交通省観光庁観光産業課長
（公印省略）

日米豪印首脳会合等に伴う住宅宿泊事業法における宿泊者名簿への記載等の徹底
について

宿泊者名簿の必要事項の記載等の徹底については、「住宅宿泊事業法施行要領(ガイドライン)について」(平成29年12月26日付け生食発1226第2号・国土動第113号・国住指第3351号・国住街第166号・観観産第603号厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官、国土交通省土地・建設産業局長、国土交通省住宅局長、国土交通省観光庁次長通知)により住宅宿泊事業者等が備え付ける宿泊者名簿に必要な事項が正確に記載されることを始めとする適正な運営の確保をお願いしてきたところです。

今般、日米豪印首脳会合等の開催を控えていることを踏まえ、改めて貴管内の住宅宿泊事業者等に対して、宿泊者名簿の管理を徹底するとともに、日本国内に住所を有しない外国人宿泊者に係る宿泊者名簿への国籍及び旅券番号の記載、旅券の写しの保存並びに捜査機関に対する協力等について、「住宅宿泊事業法における宿泊者名簿の記載等の徹底について」(平成29年12月26日付け薬生衛発1222第1号・観観産第602号厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長、国土交通省観光庁観光産業課長通知)を踏まえ、一層の周知、指導をお願いいたします。